

2012年（平成24年）9月 10日

各位

大阪弁護士会
会長 藪野 恒明
憲法問題特別委員会
委員長 武村 二三夫

憲法連続講座のご案内

昨年秋から衆議院と参議院におかれた憲法審査会が活動を開始し、国会内では憲法改正の議論が活発となってきました。今年になって、大阪維新の会が「維新八策」の中で憲法改正を主張し、4月には自民党やたちあがれ日本、みんなの党が憲法改正案を発表しました。国会外でも、読売新聞は以前から憲法改正案を発表していますし、産経新聞も有識者の議論を基に憲法改正案を検討しています。

このように、憲法改正へ向けての動きが急となっておりますが、これらの憲法改正案には、憲法のそもそもの基本原則を踏まえると、いろいろな問題点が含まれています。そこで、大阪弁護士会では、市民の皆様に憲法改正案をご紹介します、それらにどのような問題点が含まれているのかを考えるために、憲法連続講座を開設することとしました。

最初に担当の弁護士から問題の提起をし、それをふまえて参加された皆さんのディスカッションを中心に進行したいと考えております。

次のような要領で行いますので、是非多数の皆様のご応募をよろしくお願ひします。
参加費は無料です。

1. 日程とテーマ

第1回 11月10日－各党から出された憲法改正案について

第2回 11月17日－憲法改正規定改定と憲法改正手続法の問題点

第3回 12月 1日－国家緊急権規定と立憲主義

第4回 12月 8日－9条（戦争放棄条項）改定問題

いずれも 土曜日で、午後2時から午後4時まで

なお、4日間の連続講座でございますので 全日程ご出席いただける方を対象とさせていただきます。

2. 場所

大阪弁護士会館 会議室

3. 募集人数と応募方法

募集人数は公募で **20名**までとし応募者が多い場合には抽選とさせていただきますので予めご了承ください。裏面の応募用紙を使ってFAXか郵便で、本年10月19日までに（当日消印有効）お申し込みください。応募結果については、書面もしくはFAXにてご連絡いたします。

なお、4日間の連続講座でございますので 全日程ご出席いただける方を対象とさせていただきます。

4. 参加費

無料



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車
徒歩約15分

憲法連続講座申し込み用紙 (FAX:06-6364-7477)

(切り取らずに、このままお送りください)

(ふりがな) 氏名	
現住所	〒 _____
電話番号	_____
FAX番号	_____

ご記載いただきました個人情報は、当会からの事務連絡に使用いたします。

大阪弁護士会 委員会部 司法課 浅田
〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号
TEL: 06-6364-1681
FAX: 06-6364-7477